

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「措置入院に関する診断書（以下「本件対象保有個人情報」という。）」について平成30年7月23日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### (1) 処分の経緯

審査請求人は、平成30年7月5日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成30年7月23日付けで本件開示請求についての部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### (2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成30年9月12日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、開示を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成30年12月6日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受理した。

イ 当審査会は、平成31年1月18日に、実施機関の職員から意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、平成31年2月4日に、実施機関から資料の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について、平成31年2月27日に、実施機関から意見書の提出を受けた。

オ 当審査会は、令和元年6月17日に、実施機関から意見書の提出を受けた。

カ 当審査会は、令和元年6月18日に、実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 不開示とした情報及びその理由

本件審査請求の事実上の争点は、本件処分の不開示部分が条例の不開示情報に該当するかどうかであるが、以下の理由によって本件処分は適法である。

ア 本件対象保有個人情報、一般的に患者が依頼して医師が記載するもの（医師法（昭和23年法律第201号）第19条に基づくもの）とは性質を異にするもので、知事の命による鑑定の結果を記載するものである。よって、その内容を診察対象者に知らせる義務を負うものではない。

イ 本件対象保有個人情報に記載されている「病名」については、審査請求人には知らせておらず、措置入院前に審査請求人が病名を知っていたかも不明であり、「病名」を開示すると、審査請求人は、病気を受け入れることができずに体調を崩し、生活を悪化させるおそれがあるため、条例第17条第1号に該当する。加えて、開示することで精神保健指定医が必要な情報の記載を十分にできなくなるなど業務に支障を及ぼすおそれがあり、また、精神保健指定医の協力を得られなくなるおそれがあることから、条例第17条第7号に該当する。

ウ 「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」を開示すると、精神保健指定医が必要な情報の記載を十分にできなくなるなど業務に支障を及ぼすおそれがあることから、県の機関が行う事務に必要な情報の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号に該当する。

エ 「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者」、「職員氏名」及び「印影」を開示すると、特定の個人を識別することが可能となり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第17条第3号に該当する。

オ なお、本件対象保有個人情報に記載されている診察に立ち会った職員氏名についても審査請求人には知らせていない。職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名を公にすると、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。また、職員氏名を明らかにする慣行もなく、これまでも公表していない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、精神保健指定医が審査請求人を診察した結果について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年埼玉県規則第62号）第5条の規定により実施機関に提出したものである。

なお、法第27条第1項は、「都道府県知事は、第22条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」としており、法第29条第1項は、「都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」としている。

実施機関は、本件対象保有個人情報について条例第17条第1号、第3号及び第7号に該当するとして本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

そこで、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### (2) 不開示部分のうち「病名」について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

イ ところで、「病名」を開示すると、診断を受け入れられない本人や家族等から追及を受けることを懸念して、精神保健指定医からの協力を得られにくくなることが想定できるところ、本県においては、他都道府県と比較して、県内の病院・診療所に勤務する人口当たりの精神保健指定医の数が少ない一方で、法第27条の規定による診察の件数が多いことから、今後の措置入院に関する事務の実施に支障をきたすおそれがあり、「病名」は、条例第17条第7号の不開示情報に該当するものと認められる。

ウ なお、実施機関は、「病名」を開示すると、精神保健指定医が必要な情報の記載を十分にできなくなるなど業務に支障をきたすおそれがある旨主張するが、「病名」は、措置入院がなされた場合には当該措置入院が適法に行われたことを証するために記録しておくことが避けられないものであり、必要な記載を十分に行わなくなるとは想定しがたい。

さらに、実施機関は、条例第17条第1号が「第15条第1項の規定による開示請求に係る開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報とするところ、措置入院となった者が「病名」を知った場合には、病気を受け入れられずに体調を崩し、生活を悪化させるおそれがあると主張するが、そのような主張を裏付ける具体的な証拠が存在するとは認められない。

- (3) 不開示部分のうち「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」について
- ア 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報のうち、「重大な問題行動」欄、「現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄及び「診察時の特記事項」欄については、診察を行った医師が医学的な判断に基づき記載している。また、「生活歴及び現病歴」欄については、診察を行った医師が医学的な判断を行う際の基礎となる情報を記載している。これらの項目については、被診察者の意向にとらわれず、本人にとってマイナスと評価され得る内容も含めて客観的に記載することが必要であると認められる。

イ 実施機関は、これらの項目を開示すると、精神保健指定医が必要な情報の記載を十分にできなくなるなど業務に支障をきたすおそれがある旨主張するが、これらの項目は、「病名」と同様に、措置入院がなされた場合には当該措置入院が適法に行われたことを証するために記録しておくことが避けられないものであり、必要な記載を十分に行わなくなるとは想定しがたい。

ウ しかしながら、これらの項目を開示すると、(2) イで述べたように、精神保健指定医の協力を得られにくくなることが想定できるところ、県内に精神保健指定医が少ないこと等により、今後の措置入院に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号の不開示情報に該当するものと認められる。

エ なお、審査請求人は、「生活歴及び現病歴」は条例第17条第1号の不開示情報に該当しない旨主張するが、実施機関は条例第17条第7号の不開示情報に該当するとの理由で不開示としたものであり、その主張は当たらない。また、審査請求人は、医師の診断に関わる部分は措置入院という重大な入院をさせた責任としても条例第17条第7号の不開示情報に該当しない旨主張するが、仮にそのような責任があるとしても、それは不開示情報該当性の判断とは別の問題である。

(4) 不開示部分のうち「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者」、「職員氏名」及び「印影」について

ア 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は、不開示情報から除くものとしている。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者」、「職員氏名」及び「印影」（以下「精神保健指定医氏名等」という。）は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当することは明らかである。

ウ なお、審査請求人は、措置入院をさせた者の責任として「診察に立ち会った者」は不開示情報に該当しない旨主張するが、仮にそのような責任があるとしても、それは不開示情報該当性の判断とは別の問題である。

エ 次に、精神保健指定医氏名等が条例第17条第3号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討する。

オ まず、精神保健指定医氏名等を本人が知ることができるとする法令の規定又は慣行はない。

「職員氏名」については、県職員の氏名が「埼玉県職員録」として一般に公表されているとしても、措置入院が強制的な行政手続であることから、診断結果を受け入れられない場合に、本人が職員に対して逆恨みによる行為に及ぶこと等を懸念して、実施機関が措置入院に関与した職員の氏名を公表していないことに鑑みれば、慣行として公にしているとは言えない。

したがって、精神保健指定医氏名等は、ただし書イに該当しない。

カ 次に、精神保健指定医氏名等は、不開示とすることにより、現実には、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情を認めることはできないから、ただし書ロに該当しない。

キ さらに、精神保健指定医氏名等は公務員の職及び職務の遂行に係る情報ではないことから、ただし書ハに該当しない。

ク 以上のことから、精神保健指定医氏名等は、条例第17条第3号の不開示情報に該当するものと認められる。

#### (5) 知る権利について

審査請求人は、「知る権利」があると主張する。確かに、法29条第1項に基づく措置は本人の意思に反して強制的に入院させるもので、自傷他害を防止するためにやむを得ないとはいえ、本人の自由や権利に多大な影響を及ぼすおそれがあるものであることから、なぜそのような措置がとられたのか理由を知りたいと考えるのは、もつともなことである。しかしながら、「知る権利」は、これを具体化する法令が存する場合に、その法令の限度で具体的な権利としての性質を持つものであると解されるところ、本件においては、条例の定めるところにより不開示の是非を判断するほかないため、当審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断をせざるをえない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美 (平成31年3月31日まで)、馬場 里美、山本 宜成、桑原 勇進 (平成31年4月1日以降)

## 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成30年12月6日	諮問（諮問第160号）を受け、弁明書の写しを受理
平成31年1月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成31年2月4日	実施機関から資料を受理
平成31年2月19日	審議
平成31年2月27日	実施機関から意見書を受理
平成31年3月19日	審議
平成31年4月23日	審議
令和元年6月17日	実施機関から意見書を受理
令和元年6月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和元年7月24日	審議
令和元年8月29日	答申